

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例（平成24年徳島県条例第47号）第7条の規定に基づき、地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）第8条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合は、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(傍聴の取扱い)

第3条 委員長は、傍聴の取扱いについて、必要な事項を定めることができる。

(意見の聴取等)

第4条 委員長は、議事の調査審議に関し、必要があると認めたときは、委員会に諮って、関係者に対し、出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(議事録等)

第5条 委員会の議事録及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、徳島県情報公開条例第8条各号に該当する事項が含まれる場合や、公開することにより公平かつ中立な審議等に支障を及ぼすおそれがある等の場合は、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部医療政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。